

# E i w a N e w s

商業登記規則及び会社法改正による  
会社登記手続きの変更点について

平成 27 年 8 月  
( No. 121 )

商業登記規則が改正され、平成 27 年 2 月 27 日より役員登記の添付書面等が変更となりました。また、会社法も改正され、平成 27 年 5 月 1 日より、監査役について新たな登記事項が追加されました。今回は、これらの改正により変更となった会社の登記手続きについて、ご案内いたします。

## 1. 役員 の 就任 登記 の 添付 書面 の 変更

### (1) 概要

役員 の 就任 登記 を 申請 する 場合、就任 者 が 用意 する 書面 は、従来 は 原則 として 就任 承諾 書 の み で したが、改正 により、本人 確認 証明書 も 必要 と なり ました。(ただし、再任 の 場合 は 不要 です。)

【改 正 前】	【改 正 後】
・ 就任 承諾 書	・ 就任 承諾 書 及 び 本人 確認 証明書

### 【本人 確認 証明書 の 一例】

- ・ 運転 免許 証 や 住基 カード の コピー
- ・ 住民 票 の 写し
- ・ 印鑑 証明書

裏面 も コピー し、本人 が「原本 と 相違 が ない。」と 記載 して、記名 押印 を する 必要 が あります。

### (2) 改正 趣旨

改正 趣旨 は、「架空 人名義 の 役員 登記 の 防止」です。本人 確認 を 厳格 に し、詐欺 など の 犯罪 に 悪用 される 架空 人名義 の 登記 を 防止 する こと が 狙い です。

### (3) 注意 点

この 場合、一緒 に 添付 する 就任 承諾 書 に は 就任 者 の 住所 の 記載 が 必要 です。これは、本人 確認 として、本人 確認 証明書 と 就任 承諾 書 に 記載 されて いる 住所 ・ 氏名 の 一致 が 要求 されて いる ため です。同様 の 理由 として、株主 総会 議事 録 を 就任 承諾 書 として 援用 する 場合、その 議事 録 に 住所 を 記載 する こと を 要 します。

## 2. 代表 取締役 の 辞任 届 の 変更

### (1) 概要

改正 により 代表 取締役 の 辞任 届 の 取扱い が 下記 の と おり 変更 と なり ました。

【改 正 前】	【改 正 後】
・ 認め 印 で の 押印	・ 個人 の 実印 で の 押印 と その 印鑑 証明書 の 提出 又は ・ 法務 局 に 届け 出 ている 会社 の 代表 者 印 で の 押印

### (2) 改正 趣旨

改正 趣旨 は、「会社 の 乗っ取り 等 の 不正 防止」です。辞任 届 を 偽造 し、代表 取締役 本人 の 知らない ところ で 辞任 の 登記 を し、登記 記録 上、会社 を 乗っ取る と いった よう な 不正 を 防止 する ため、上記 の と おり 辞任 の 意思 確認 が 厳格 に なり ました。

### 3.役員氏名の旧姓の併記

#### (1) 概要・改正趣旨

登記記録の役員欄に役員の婚姻前の旧姓を併記することができるようになりました。

改正趣旨は、「女性の社会進出の促進」です。具体的には、仕事で旧姓を使用する役員が登記記録上の役員であるかの確認ができず、支障が出るといった問題を是正するのが目的です。

#### (2) 手続

対象役員の就任登記申請時に、旧姓を登記記録に併記するよう申し出る必要があります。具体的には申請書にその申出を記載します。ただし、経過措置として、平成27年8月26日までは就任登記の申請時でなくても、旧姓の併記の申し出をすることができます。この場合、申出書を提出します。

また、添付書面として、戸籍謄本等が必要です。

#### (3) 登記記録

役員に関する事項	取締役 甲野花子(乙野花子)	平成27年6月15日就任 平成27年6月15日登記
----------	----------------	------------------------------

乙野が旧姓

### 4.監査役の監査の範囲を会計に限定する旨の定めの新設

#### (1) 概要

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定している株式会社は、限定している旨を登記することが義務づけられました。

#### (2) 改正趣旨

監査役は、原則として、計算書類などのチェックを行う会計監査権限と取締役会への出席義務や業務執行を監査する業務監査権限を有しますが、非公開会社の多くは、この権限の範囲をの会計監査権限に関するものに限定することができます。そして、改正では、監査役の権限を会計監査に限定しているかどうか「登記記録上」からわかるように、会計監査に限定する旨の定めが登記事項となりました。

#### (3) 申請時期

対象会社は、平成27年5月1日以降、最初に監査役の就任、重任又は退任の登記を申請する際に、会計監査権限に限定する旨の定めの新設の登記を申請する必要があります。

#### (4) 登録免許税

役員変更登記と同一区分のため、役員変更登記と同時に申請する場合は、役員変更登記分の登録免許税のみで足り、追加の登録免許税は不要です。会計監査に限定する旨の定めの新設の登記のみを申請する場合、申請1件につき1万円(資本金が1億円を超える場合は3万円)です。

#### (5) 登記記録

役員に関する事項	監査役 甲野太郎	平成27年6月15日就任 平成27年6月15日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成27年6月15日登記

ご不明点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いたします。